



# 全国NPOバンク連絡会

## NEWS RELEASE

2009. 10. 14

バンク連、10月9日に金融庁と面談

～田村謙治政務官、NPOバンクの危機回避に積極対応を表明～

去る10月9日、全国NPOバンク連絡会（以下バンク連）は、田村謙治政務官をはじめとする金融庁担当者、金融庁会議室にて面談しました。これは改正貸金業法の全面施行に伴うNPOバンクの存続危機を回避するため、バンク連が亀井担当大臣、大塚副大臣、田村政務官に対して9月30日付で提出した要請書（別紙参照）を受けたものです。

面談の席で、田村謙治政務官は下記の通りの発言をされ、「NPOバンクが発展していける枠組みについて、環境整備をしたい」「NPOバンクの問題は2010年6月までの貸金業法見直しの中で、大きなテーマとして取り上げたい。」と、NPOバンクの危機回避と今後の発展に向けて、積極対応する旨、表明されました。

この発言はNPOバンクにとって力強く、勇気付けられるものでした。バンク連はこの発言を受け、貸金業法完全施行が2010年6月に迫る中、各方面への働きかけを継続する所存です。報道関係者各位におかれましては、引き続きご協力をお願いします。

（田村謙治政務官の発言要旨）

貸金業法は来年6月の完全施行に向けた見直しをすべき段階であるが、4年前の貸金業法改正のときに私は民主党の責任者を務め、関連のプロジェクトチームの座長も務めた。その際にはNPOバンクからの意見ももらったことでもあり、NPOバンクのために何らかの措置をしなければと考えている。NPOバンクが発展していける枠組みについてはこれまで具体的なものはなかったが、そのための環境整備をしたいというのが党内の共通認識だ。

今後については普通の貸金業も苦しい状況でもあり、内閣の意思決定は民主党の意見のみではないので国民新党や社民党にも話をしないといけないが、両党もNPOバンクの存在意義は認めているはずだ。

この問題は2010年6月までの貸金業法見直しの中で考えたい。別枠の法制定は難しい。新公益法人の枠にもNPOバンクは入ってこないし、NPO法人の枠で考えたいという意見も以前はあった。今後、具体的には貸金業法見直しの中で大きなテーマとして取り上げたい。

今回の要望書は「NPOバンクの存続危機を…」とあるが、存続というより今後の発展を展望したい。NPOバンクのようなものは海外では大きく発展しているが日本ではこれからであると存じ上げているので、金融庁としても民主党としても、NPOバンクのご意見をしっかり踏まえて、検討の場を立ち上げたい。

本件にかかる連絡先：

【全国NPOバンク連絡会】東京コミュニティパワーバンク内（担当：坪井、遠藤）  
TEL： 03-3200-9270 FAX： 03-3207-1945  
メール： community-fund@r2.dion.ne.jp

(別紙)

金融担当大臣 亀井静香 様  
副大臣 大塚耕平 様  
政務官 田村謙治 様

## NPOバンクの存続危機を回避するための要請書

2009年9月30日

全国NPOバンク連絡会

### ■NPOバンクとは

NPOバンクは、市民が自発的に出資した資金により、地域社会や福祉、環境保全のための活動を行うNPOや個人などに融資することを目的に設立された「市民の非営利バンク」のことで、「金融NPO」「市民金融」などとも呼ばれています。最初のNPOバンクは1994年に設立された「未来バンク事業組合」(東京都)で、現在全国に狭義12、広義19団体が存在しています。地域に密着した金融を通して地域の活性化に寄与する仕組みとして注目を集め、今後も各地で設立が予定されています。

### ■特定非営利融資法人の特例による「純財産」問題のクリア

2006年に多重債務者問題の解決を目的とした貸金業法改正の話がもちあがり、特にこの中で貸金業者の登録に必要とされる純財産の引き上げが、NPOバンクの存続に関わる問題になりました。

この問題につきましては、国会議員をはじめとする各方面のご尽力により、貸金業法制定時には、「市民活動を支える新たな金融システムを構築する観点から、法施行後二年六月以内に必要な見直しを行う」という国会の附帯決議(別紙資料参照)をいただくことができ、これを受け、NPOバンクを念頭においた非営利・公益目的の貸金業者(いわゆる「特定非営利融資法人」:別紙資料参照)が貸金業法施行規則(内閣府令)に新設され、必要な純財産を500万円とする特例で、純財産の問題はとりにあらず解決を見ました。

### ■指定信用情報機関などで存続の危機。問題解決と非営利金融制度確立へ

しかし、貸金業法第4段階施行(2010年6月まで)で導入される指定信用情報機関制度により、NPOバンクは、またしても存続の危機を迎えています。

このような問題を解決するためには、指定信用情報機関制度からのNPOバンクの適用除外はもちろんのこと、NPOバンクの設立と運営を困難にする諸規制を緩和しなければなりません。また、ごく近い将来には、NPOバンクなどの金融NPOに対する社会の期待にこたえるため、金融NPOの受け皿となる法制度を確立する必要があります。

つきましては、新政権の発足に当り、金融担当大臣による貸金業法施行規則の改正などにより、下記要望事項への迅速な対応をしていただけますよう、ここに要請いたします。

本件にかかる連絡先: 全国NPOバンク連絡会  
東京コミュニティパワーバンク内(担当: 坪井、遠藤)  
TEL: 03-3200-9270  
メール: community-fund@2.dion.ne.jp

## 要 望 事 項

### 一. 貸金業法第 4 段階施行（2010年6月まで）で導入される指定信用情報機関制度において、NPOバンクを適用除外とすること

理由：指定信用情報機関制度が適用されると、貸出先（あるいは保証人）が個人である場合には、指定信用情報機関に融資情報が登録される。このため、非営利のNPOバンクから融資を受けた情報が、サラ金（営利の貸金業者）から融資を受けた情報として流通することになり、融資先の個人が住宅ローンなどの銀行からの融資が受けられなくなる。こうした不利益を融資先に与えるのであれば、NPOバンクを廃業せざるを得ない、との声も上がっている。

### 二. NPOバンクを含めた市民活動を支える新たな非営利金融システムを、貸金業法に基づく貸金業者とは異なる新しい制度として構築すること

理由：貸金業法には、指定信用情報機関制度のほか、以下のような問題があるため、営利企業のための貸金業法と異なる新しい制度が構築されないと、根本的な解決にはならない。

1. 常務（重要な意思決定）に従事する役員のうち、貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者があることの義務付け（NPOバンクの新規設立が極めて難しくなる）。
2. NPOバンクには不要な知識を問う「貸金業務取扱主任者」資格試験の導入。
3. 環境や福祉目的であっても個人向け融資には制限があること。

なお、金融審議会でも、NPOバンクと同様の新しい金融機関の必要性が提起されている。

(参考)

## 貸金業施行規則改正の具体案

### I 指定信用情報機関制度の適用除外

1. 第一条の二の二（個人信用情報の対象とならない契約）に、第六号として「第五条の三 第二項に規定する者(特定非営利融資法人)が行う貸付けに係る契約」を追加する。
2. 第十条の十六（指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務の例外）の第二号を「第一条の二の二第二号から第六号までに掲げる契約」に変更する。

### II 貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者などの適用除外

第五条の四第1項第2号を、次のように改正する。（下線部分を追加する）

二 常務に従事する役員（第五条の三 第二項に規定する者(特定非営利融資法人)の役員を除く）のうちに貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者があること（申請者が個人である場合にあつては、申請者が貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者であること）。

三 営業所等（自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うもの及び第五条の三 第二項に規定する者(特定非営利融資法人)を除く。）ごとに貸付けの業務に一年以上従事した者が常勤の役員又は使用人として一人以上在籍していること。

### III 「貸金業務取扱主任者」資格試験の適用除外

次の規定を新設する。

第五条の三 第二項に規定する者(特定非営利融資法人)が、法第十二条の三第一項の規定により営業所又は事務所ごとに置く貸金業務取扱主任者については、法第二十四条の七に定める貸金業務取扱主任者資格試験に合格したものとみなす。

(別紙)

## 1. 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 2006年11月 衆議院財政金融委員会

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 市民活動を支える新たな金融システムを構築する観点から、法施行後二年六月以内に行われる見直しに当たり、非営利で低利の貸付けを行う法人の参入と存続が可能となるよう、法律本則に明記することなど、必要な見直しを行う。

## 2. 特定非営利融資法人の概要 貸金業法施行規則第五条の三第2号より

- ① 営利を目的としない法人であること。
- ② 特定非営利活動（特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。）に係る事業に対する貸付け又は生活に困窮する者を支援するための貸付けを事業の主たる目的とし、その旨を定款又は寄附行為において定めていること。
- ③ 定款又は寄附行為において、次に掲げる事項を定めていること。
  - イ 剰余金の分配及び出資の払込みを受けた額を超える払戻しを行わないこと。
  - ロ 解散時の残余財産を②に規定する貸付けの事業を行うことを主たる目的とする者又は国若しくは地方公共団体に帰属させること。
- ④ 年七・五パーセント以下の融資利率とすること。
- ⑤ 特定非営利活動（特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。）に係る事業に対する貸付け又は生活に困窮する者を支援するための貸付けを50%以上とすること。
- ⑥ 各事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書など決算に関する書類、その他を備え置き、債務者等その他利害関係人から閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させること。